

○「障がい」の表記について

法律名、団体名等固有の名称を除き「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記します。

(例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

○委員名の表記について

障がい当事者あるいはそのご家族である委員のプライバシーの保護の観点から、また、委員は団体等を代表としてご参加いただいていることから、発言者の名称には、団体名等を掲載します。

1. 開催日時 令和3年10月7日(木) 13:30~15:30

2. 開催場所 市役所4階 会議室S2~4 (オンライン併用)

3. 出席団体名

和洋女子大学(会長)、社会福祉法人なゆた(副会長)

千葉商科大学、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、浦安市聴覚障害者協会

浦安手をつなぐ親の会、社会福祉法人敬心福祉会、社会福祉法人サンワーク

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、社会福祉法人佑啓会、NPO法人千楽 chi-raku

NPO法人ワーカーズコープ、株式会社徳正、株式会社オリエンタルランド、浦安市社会福祉協議会

千葉県立市川特別支援学校、福祉部、こども発達センター、教育研究センター

4. 議題

(1) 部会活動報告について

(2) 相談支援機関からの地域課題の報告について

(3) その他

5. 資料

議題(1)資料 部会活動報告

議題(1)資料2 相談支援機関からの地域課題の報告について

参考資料 障がい者等歯科診療所 愛称募集チラシ

## 6. 議事

事務局：ただいまより、浦安市自立支援協議会を開催します。

議事に入る前に、会議の進め方について確認させていただきます。

自立支援協議会及び部会は、会議を公開し、議事録もホームページで公開いたします。特に個人情報に係る発言等につきましては、充分なご配慮をお願いします。

なお、議事録には発言者が所属する団体名を記載いたします。

また、ご発言の際にお願いしたいことがございます。

当協議会におきましては、聴覚障がいのある方が委員として参加されております。ご発言の際は、ゆっくりお話しくさるよう、お願いいたします。進行が速いようでしたら、恐れ入りますが、手話通訳の方よりお知らせください。

今回、皆様 Zoom でご参加ですので、ご発言の際には、カメラに向かって挙手又は、画面下のチャット機能で「発言あり」とご入力いただき、発言をする旨をお知らせください。会長の「〇〇委員お願いします」の発言のあとに団体名と氏名を述べていただき、その後、発言をお願いします。委員の方や事務局に発言を求める場合は、「〇〇委員にお聞きします。」、「事務局にお聞きします」など、発言を求める相手方をお伝えください。なお、発言者以外の方は、原則、マイクをミュートにしてください。

それでは、今後の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

会長：皆様お集まりいただきましてありがとうございます。今日も活発なご意見賜ればと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。本日の議題は3件ございます。議題1 部会活動報告について。報告については、何についてどのような議論があったのか、その結果、どのような結論に至ったのか、継続審議で単なる報告なのか、意見が聞きたいのかなどを意識して報告していただきたいと思っております。はじめにこども部会について、ご報告をお願いします。

教育研究センター：こども部会の報告をさせていただきます。9月2日に行いました。

議題1は令和3年度・4年度の自立支援協議会についてということで、協議内容については記載のとおりですが、令和3年度・4年度の協議会運営概要について事務局より報告をいただき、組織改編や部会の主要課題について説明いただきました。これについては審議終了で終わっております。

議題2はこどもへの支援に関する議題についてということで、ひとつは教育と福祉の連携ということで、お話をいただきました。他機関との連携に関する現状と課題について協議いたしました。こども部会に参加していただいている事業所、団体、学校機関については、以前配られた資料の中にあるかと思うのですが、紹介させていただくと、当事者団体としては、浦安手をつなぐ親の会、浦安市自閉症協会、浦安市肢体不自由児・者親の会「どっこらしょ」、福祉サービスとしては社会福祉法人佑啓会、基幹相談支援センター、NPO法人かぶあ、NPO法人発達わんぱく会、NPO法人ワーカーズコープ、スフィックス株式会社、スマートキッズ株式会社、NPO法人アリスのうさぎ、一般社団法人こども未来共生会、こども発達センター。学校のほうでは、県立市川特別支援学校、県立船橋夏見特別支援学校、県

立浦安南高校、小学校・中学校校長会の代表、教育研究センター、こども家庭支援センターということで、このようなメンバーでこども部会を行っております。委員の皆様から一言ずつ自己紹介とともに活動内容とか教育と福祉の連携について、日頃お考えになっていらっしゃることや課題に感じていらっしゃるなどを出していただきました。資料の記載にありますように、当事者団体からはコロナ禍によって他団体との連携がなかなかできない状況にあることが挙げられました。

福祉サービスの事業所からは、事業所の連絡会というのを行っているということで、それによってそれぞれ自分達のなさっている事業について、また、こども達について情報交換ができる機会があるということで、大切にしていきたいという話もいただきました。

また、関係機関の特徴をよく知る、知ることが連携を進める第一歩になるだろうという話をいただきました。私自身も今回初めてこういう場に出させていただき、様々な皆様とお話することで、それぞれがやっていることを知ることが、理解の一步ということを実感しているところです。なので、このような意見をいただき、大変ありがたく思いました。

続いて、問題の共有や役割分担ということも考えていかなければならないという話もいただきました。立場が違えば共有するのも難しいので、相手の立場や背景を理解することが大切ということで、事業所によっても担当されているお子様ですとか、時間帯ですとか、様々な学校も含めてそうですが、それぞれの立場とか役割というのを知り、それをどのように生かしていくかを考えていくことは大切なことだと思いました。今後もこの議題について話し合っていければいいなと思っております。

また、連携のために積極的に自分のほうから相手に関わりを持ってくださっている事業所の方もいらっしゃるって、そのような紹介によりあらたな連携の形をつくることができると感じました。

福祉サービス事業所や教育機関と連携している点については今年度、様々な事業所が私の勤めている教育研究センターに訪ねてくださいます。その中で学校とこども達との関わりをどのようにできるのだろうかなどということを探らせていただいておりますので、こどもに関わる場所ということで福祉や教育の壁をなくして関わっていくことの大切さを感じました。

関係機関とはなるべく連携するようにしているというご意見を学校の校長先生からいただいたのですが、学校だけではこどもを育てるのは難しいというのは皆様ご承知のことだと思います。学校外の関係機関の皆様がいてこそこども達が成長できるので、そういう面では連携を大切にしていきたいのですが、連携をどう繋いでもらうかについて保護者の方に紹介していただいて、放課後等デイサービスを利用しているとかお聞きして、学校の方達と顔を合わせてどのようなことができるか話していきたいということで、学校が保護者を通じてそういう場を設けていただくことがあります。

それから連携の目的についてですが、何のための連携か共有してから考えていくということが大切ということは多くの方からいただいた意見です。教育と福祉が異分野だと記載されていますが、先ほど話したように、こどもを中心に考えた時にどちらも大切な関わりであると考えますので、このような言葉で捉えないで済むような連携を考えていくことが大切と思っております。

それから保護者になぜ関係機関同士の連携が大切か理解してもらうことが大切ではないかという話をいただきました。私も学校にいますと様々な関係機関との関わりを持っている保護者もいますし、そうでない方もいらっしゃいます。先日、市内のある療育の方と話していましたが、発達障がい疑いを示唆された方の中で療育機関と関わっている方はその内の10%しかいらっしゃらないという話を伺ったこともあります。ということはまだまだお子様にとってどういう関わりが大事なのかについて学校も保護者の方と話することが大切であると思っております。

それから連携が家族にとって大事であるということ、それは学校だけでなく学校と行政と福祉と連携しながらお子様にとって本当に育ちやすい関わりの方をつくっていくことが大切ではないかという意見をいただきました。

そのような現状やご意見をいただいた中で課題としてあげられたことが資料8ページ書いてあります。関係機関との関わりの中では、個人情報扱うことになりまますので、丁寧な確認をとりながら進めていくとどうしてもタイムラグがおきてしまうという意見をいただきました。また、連携をするための打ち合わせの時間が学校と福祉の方々との関われる時間が、例えば学校は昼間、放課後は放課後等デイサービスのみなさん忙しくなる。どこで連携の話をしたらいいんだろう、連携したい気持ちはありますが、時間設定が難しいというご意見いただいております。

学校、事業所、家庭でお子様の様子が違ってきてしまうところもありますので、その子のあり方についてみんなで共有しながら考えていくことが大切ではないかという意見をいただいております。それから現在コロナ禍ということで対面での関わりが難しい状況になっておりますので、そういう場合どういう形で面談等行うべきかという話もいただきました。

次に学校、行政機関についてですが、学校公開の方法ですね。浦安市立小中学校では10月にはいり公開週間を行っております。各学校に1週間ずつぐらい規定した日程があり、詳しくはホームページに掲載されていると思います。そういう公開の場をどのように情報発信したり、皆様に知っていただければいいかについて課題にあげさせていただきました。また、連携の成果、連携してよかったことたくさんありますが、学校に広く伝わってないことがありますので、組織としてきちとした形で整えていけたらいいなというお話をいただきました。

次に発達に心配のあるこどもの日中活動の場のあり方をあげてあります。こちらは現在、不登校や引きこもりのお子様とか発達障がい疑いのあるお子様、18歳移行期のお子様に関して取り組みや課題を皆様と協議しました。まず不登校や引きこもりのお子様について、こういう状態になった時にどのようにひきだしていくのがよいかはこれまでも大きな課題でありましたが、引き続き課題としてあげています。また、居場所を見つけるのが難しいというのは、今までも言われていることですが、信頼できる大人がいる場所を伝えていくことが大切ではないか。支援に繋がらない子どもには、社会に出る前にこの人やこの機関に相談すればいいですよというようなキーになる人と結びつけることが大事ではないかということで、そういう場について協議していきたいと思っております。

発達障がい疑いのあるお子様に関してですが、相談の連絡から実際に相談できるまで時間がかかる場合があるということがあげられました。相談で外に行く不安、環境の不安、周囲との差について不安を持ってしまうこともあると思うので、そのようなところについてできるだけ前向きに相談できる場の設定とか環境づくりを考えていきたいと思っています。

3つ目は18歳移行期の課題です。これについては他の部会と大きく関わってくるところだと思いますが、社会に出るための自立について、不安になってしまう。資料には金銭の面などの課題とありますが、移行期の課題についてさらに考え直していきたいと思っています。また、障がい者手帳を所持していても、福祉サービスを使いたくないという人もいるということで、そのような方が相談できる場や情報の提供ことについても考えていきたい。今日は皆様から何かいいアイデアをいただけたらと思っています。これについては、引き続き継続審議ということで行ってまいります。

令和3年度こども部会の運営とゴール設定について。これについては、今お話しした課題を元にししながら、2回目も引き続きゴール設定を考えて取り組んでいきたいと思っています。こども達の今後の人生すべてに大きく関わってくると思いますので、このような取り組みを皆様に知ってもらいながら、取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

会長：ありがとうございました。それでは今の説明についてご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

千葉商科大学、お願いします。

千葉商科大学：ご丁寧なご説明ありがとうございました。

総論のお話としては非常によく理解できました。ひとつ要望になりますが、各論のところ、何回かコロナという単語でできましたが、障がいを持ったこども達のくらしが相当変わっているはずですが、情報共有、教育、外にでるとか様々なところで今まで私たちが気づけなかったところにも課題があるということが、1年間振り返ることによってクローズアップされるいいチャンスだと思いますので、是非、今後のこども部会の中で改めてコロナは終わったわけではない、ワクチン接種の問題含めて絶対に大変な課題、課題というかどうしたらいいのという声を出したいけど出せない問題があると思うので、丁寧に汲み上げることによって総論としてお示しいただいた課題解決のきっかけになるような気がします。

教育研究センター：ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。ご意見ということでしっかり踏まえていただければと思います。

そのほかございますでしょうか。

ZOOMで参加の皆様、挙手にてお願い致します。ないですか。では私から。

情報共有のところで保護者の理解が得られないということが結構あってというお話もあったのですが、これは事例としてグレーゾーンの方、お子さんをお持ちの保護者の方が、療育機関にかかっていないという話でした。つまりグレーゾーンの場合、きちんとした診断が下りてない状況の中で、わが子を障がい児として認定をして色んなところと連携をとっていくこと自体の理解が得られないという主旨でよろ

しいですかね。どのように情報共有の道が閉ざされているのかももう少しお聞かせいただければと思います。

教育研究センター：会長がおっしゃったように、障がい受容ですとか、そういう面ではまだまだ難しいところもあります。例えば、自分を振り返ってもこういう場面になったらどうなんだろうと迷ってしまうところありますので、特別なことでなくてお子様にとって必要なサポートしていくところを大切にしながら考えていけたらいいかなと思っておりませんが、内容としては療育の大切さとか、これは教師だけでなく行政、こどもの誕生から就学、就労の節目に差しかかるまでの間の様々な関わりという面で、保護者の理解を得ながらいけたらいいなと思っています。なので、障がいの受容を促すというのは難しいところもあると思うのですが、できるだけその子にとって大切なことを皆で考えていくところでご理解していただけたらいいなと思っています。

会長：お聞きしたかったのは、そういった保護者の方が感覚としてわりと多くいらっちゃって、情報共有がとれない場が多くあるのか、それとも一部なのか、その点お聞かせいただければ。

教育研究センター：多くという感じではなかったと思います。こども発達センターが大きく頷いてくださっているのご意見お願いしてよろしいですか。

会長：では、こども発達センターをお願いします。

こども発達センター：全体からするとさほど多くない保護者の方だと思っています。以上です。

会長：こども発達センターありがとうございました。

それに追加してもう一点なのですが、18歳移行期の問題が出ておりました。

こういったグレイゾーンのお子さん達が将来的にひきこもりになって、これから部会でお話出てくると思いますが、8050みたいな問題になった時に非常にこども時代の情報が役立つことになると思います。そういった際に、基幹相談支援センターとか公的機関の方々からの申し出があった時に情報共有がなるべくできる体制をとっていくことが重要なのかなと思って聞いていたのですが、そういった連携も含めてお願いしたいと思っています。公的機関というのは守秘義務がかけられるところですね。

何かご意見あったらお願いします。

教育研究センター：参考資料にサポートファイルのことが載せてあるかと思いますが、浦安市としてはサポートファイルを用意しておりますので、そのようなものを活用しながら、情報共有できたらと思っています。

会長：ありがとうございました。他になければ次にいきたいと思っています。

よろしいでしょうか。

続きまして地域生活支援部会について、報告をお願いします。

社会福祉法人佑啓会：地域生活支援部会の報告をさせていただきます。8月26日に部会を開催しました。

議題1に関しては先ほどのこども部会と同じですが、地域生活支援部会が今年度から形態が変わりまして、昨年度までテーマとして大きく取り上げられていた就労については就労支援部会が出来上がりました。今年度はより地域の生活にポイントを絞って議論していこうということになっています。

昨年度から地域生活支援拠点が始まったばかりですが、今年度の新たなひとつのテーマとしては、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてということで、始めに事務局からシステムの構築について概要の説明がありました。このシステムの幅が広いので、地域生活支援部会においては、その中でも障がい者の住居等に関わる課題にポイントを絞って話をしていこうということになりました。出席された方々から率直に住まいということに関してのご意見を今回は頂戴するというので、時間を使わせていただいています。参加されている当事者団体の方々からは資料に記載されているようなご意見、様々な障がいの特性によって暮らしに関する課題などについてあらためて意見として出てきました。

続いて福祉サービス事業者、支援機関、関係機関からの暮らしに関する意見についても、それぞれの業務内容とか、関わり方によって色々なとらえ方があるなというのが改めて出てきました。今年度から地域生活支援部会には、不動産関連のご意見を頂戴する関係で、商工会議所の方にも出席いただいて違った視点、あくまでも暮らしの場に特化した視点でご意見をいただけるようになりました。

続いて、議題3 災害弱者支援体制の充実については、法改正がありましたので事務局から説明いただいて、まずは皆で内容を理解するところで今回は終わっています。

次に、議題4 地域生活支援部会の運営とゴール設定についてですが、議題2・3を含めて多岐にわたって色々な意見がでたということで、この時点でゴールの設定が難しいと感じましたので、今回の会議で出た意見をまとめる時間を事務局、私、サブリーダーがもって、絞った形で次回に提示できればと思っています。また改めてこの内容について会長から、まずは色々な意見がでてくるということで、今の浦安市の現状を洗い出してそこを把握していくところがスタートではないかというご助言いただきましたので、事務局と協力しながら当事者団体、民生委員の方々から今の浦安の暮らしに関わる実態を把握していくことから議題2と3の両方がスタートするのではないかと感じた次第です。

簡単ではありますが以上です。

サブリーダーの社会福祉法人敬心福祉会、何かございますでしょうか。

社会福祉法人敬心福祉会：ありがとうございました。特に付け加えることはありませんが、昨年までも私がこの地域生活支援部会に出席しておりまして、当時は例えば、住まいの場、グループホームであれば全体数が足りないことや重度の方のグループホームが不足しているため、今後どうしていくかという話で、今回皆さんの話を聞く中で行動障がいの方、医療的ケアの必要な方、高次脳機能障がいの方、精神障がいの方について色々な部分でまだまだ足りないということがたくさん出てきたので、先ほど会長から言われたというお話がありましたが、各論を皆で話し合うというだけではなくて、一度取りまとめて、現状把握を皆さんがわかりやすいような形でとりまとめていくことが必要なのかなと改めて思いました。

以上です。

会長：ありがとうございました。

それでは只今の説明についてご意見、ご質問ございましたらお願いを致します。

千葉商科大学、お願いします。

千葉商科大学：丁寧な説明ありがとうございました。今日ご参加いただいている委員の皆様、事務局の方々にも是非お願いしたい点があります。説明に出てきた避難に伴う個別計画、これが参考資料にも書いてある通り、努力義務になり計画作成には福祉専門職が関わる、これは当たり前のことでありますが、残念ながら、私が1年間もしくは周りの情報、ネットワークの中で地域の自治会が主催する避難訓練に障がいを持っている方がしっかり参加しているものに出会わないんです。こういう方々はどのようにしているかというと、残念ですが蚊帳の外で、さきほど実態という言葉がありました。事務局の皆様方は多分、地域の自治体が行う避難訓練、そして今後コロナによってより避難のあり方について議論が進行していると思います。是非、ひとつモデルとなるようなところを一個ピックアップしていただきたいですね。そのモデルとなるところが個別避難計画、どのように情報共有、非常にナーバスな個人情報ですが、そこをどうやって地域の中で共有するか、施設におられる方、グループホームにおられる方、それぞれの施設で避難計画に基づいて訓練を実施しているはずですが、在宅におられる方々はその計画というのは自治体で作る避難計画でしかないはずなんです。だから避難訓練に声が掛からないということ、それをあんなに言ってもしょうがないので、そういった中で努力義務になったのであれば、浦安市の中でここは一步二歩進んだことをやれたよという事例をこの年度内にひとつでもふたつでも出てきていただけることを望みたいと思ひまして、それをベースにしてこの部会で議論を進めていただければと思います。

以上です。

会長：大変よい意見いただきましてありがとうございました。

今のご意見に紐づいて私の意見を話しますと、実は他の地域ですが、自治会に障がいのある方が参加していいでしょうかと声掛けしたところ、困ると言われた話があったそうです。それは重度の障がいの方を想定していたため、その方が来ても対応できないと。ある意味普段そういった方々に接してない自治会の皆様方にすれば当然の反応かなと思った次第です。であればということで、実は「障害者の災害対策チェックキット」というものがございまして、これは国公立障害者リハビリテーションセンターで開発されたもので、グループワーク形式で個別避難計画に発展するような様々な課題を整理するようなチェックキットになっております。これを自治体の方々を含めて一緒にグループワークでやっていると、その際に最も重度な、例えば呼吸器をつけている方々をモデル事例としてやって、そういった方々もこういう工夫すれば避難できるというような、今、まさに千葉商科大学が仰られたモデル的な事例をどんどん作っていくと。機会があれば自治会での避難誘導訓練に際してそういった方々をいれていくと、ということで、ちょっとずつでもやっていると自治会の方々も自信につながっていく、こういったものを目指してその地域はやろうとしております。なのでキットがあってツールを使って自治会の方々も巻き込んでグループワークやってみる、まずは地域生活支援部会の方々で一回やってみるとか、そういったことも含めてどう巻き込んでいくかしかないんですね、避難に関していう。なので、その足掛かりを数年かけてつくっていくことが求められていくのかなと思った次第です。

その他、ご意見ご質問あればお願い致します。

よろしいでしょうか。



後で事務局には、障害者の災害対策チェックキットについては情報提供しておきたいと思いますので、ご検討いただければと思います。よろしくお願い致します。

では、続いて権利擁護部会について報告をお願いします。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：8月24日火曜日に開催された第1回権利擁護部会について報告します。

報告事項ですが、議題1として、令和3年度・4年度の自立支援協議会について事務局より組織改編、部会の主要課題について説明いただき、それに対しては委員からの質問事項はございませんでしたので本議案については審議終了となっております。

議題2ですが、令和3年度高齢者・障がい者権利擁護協議会の開催報告でした。高齢者・障がい者権利擁護協議会が取り扱っているテーマですが、高齢者虐待、障がい者虐待・差別、成年後見に係る分野横断的な協議体であるということで、権利擁護部会に関わるテーマを取り扱うということで情報共有として、今年度から事務局より内容について説明していただきました。中でも権利擁護部会で取り扱う8050問題について重なる部分について、中央地域包括支援センターと成年後見支援センターよりご報告いただきました。これについても特に質問はなかったですが、次の課題を話す際、その話題提供といたしますか、皆さんの意見を膨らますきっかけになったと思います。議題2については協議会に報告して終了ということになります。

議題3令和3年度権利擁護部会の運営とゴール設定ということで、ゴール設定を明確にするため、ここに多くの時間をとりました。そもそも権利擁護部会、今年度は8050問題を取り扱っていくという、大きなテーマは決まった上でのスタートということで、皆さんと議論していく中で、今年度、8050問題の実態把握を目的とした統計調査の実施ということで委員の承認をいただいております。今後のスケジュールですが、第2・3回で調査の報告や調査対象の検討、令和4年度から調査結果及び現場感も含まれると思うのですが、そこから導き出される地域課題についての議論を進めていくということで、大きなスキームに関しては委員の合意を得て部会でスタートをきるということになっております。

それぞれ現場で遭遇している8050問題についての課題や現場感の共有ということで、色んなご意見をいただきました。最初に8050問題の定義をどうしていくかという話も出ましたが、1回目の部会では家庭内で社会的に孤立する50代の子を抱える80代の親となりました。様々な課題がこの世帯の背景にはあって、それが露呈していく年齢が8050というライフステージにある。既に支援機関に繋がっている50代も含めて、広く捉えた方が現場感としては合っているのではないかという意見ありました。

浦安ならではの8050問題の要因となる地域の特徴をあぶり出して、どのステージに支援を注力すべきか指標になる結果が導き出せたらいいという話もあり、また統計調査ということであれば、やれるかやれないかの現実的な議論というよりも、まずは一回目なので思いを言語化していただいたという主旨で、予備軍の7040や6030、老々問題の入口9060もリアルな問題になってきたということで、調査の対象にするのはどうかという話もありました。どこにも繋がっていない子世代の50代の情報をとっていくことも難しいというのがありますし、浦安の地域特性として我が子を庇護下におく経済力があり、

家を買って用意をできる家庭も少なくないのが現場で遭遇する特徴ですが、経済力イコール問題を先送りできる実態があり、我が子を安心して社会に送り出せない不安がこの問題を生み出しているかもしれないという意見もあります。

8050問題は障がい分野以外でも起こるので、障がい疑われる状況だけでも制度に繋がっていない人に修正させていただきたいのですが、その当事者を適切な医療機関等に繋ぐことに大変苦慮している。地域包括支援センターから相談を受けることが9割となっているという意見があります。親御さんの支援を展開する中で、今までどこにも繋がっていなかった方達の暮らしの困難さや支援のニーズが状況が緊迫しないとなかなか顕在化しにくい問題という意見もあります。

先ほど、こども部会の報告でもあり、この後、基幹相談支援センターから地域課題の報告にも触れておりますが、権利擁護部会の中でも子に障がいがあるとはっきり分かっている場合は、幼少期から支援機関に繋がっていたり、なんらかの療育的な支援であったり、親側も社会資源を活用することへの心理的なハードルやスキルを持ち得て人生を重ねていけるのですが、いわゆるボーダーの方などの場合は幼少期からなかなか支援機関に繋がらないということで、課題が複雑化していくので、子の時代の支援をいかに連携や支援スキームをつくって展開していくかというのが、8050問題を予防するには必要ではないかという話が部会でも出ております。

このような議論を行った上で第2回の権利擁護部会では実際のアンケートの調査項目及び対象について議論する予定になっております。

以上です。

会長：ありがとうございました。只今の説明についてご意見、ご質問ありましたらお願いします。

それでは私のほうから。

質問というより、8050にフォーカスすると、いろいろな問題が見えてくるというのがわかりました。浦安市の特徴でもあるのかなというのが、グレーゾーンの方が多い、その方がどこにもつながっていないために様々な問題につながってきている、想定できるわけです。先ほど、こどもの時の記録をしっかりとっておく、発達障がいのある方は成績がいいので問題児にならないけれども、感じるものはある、そういう生徒のこども時代の記録はヒントになるのではないかと、そういったものが引き継げる体制を作っておかなければいけないのかなというのは先ほど申し上げたところです。

そうすると、市民に向けて、放っておくとかこういうことがあるということ、当事者だけ気づいていないが、第三者から見るとあと数年で問題になる、そういう方に対して、また薄々気づいているけど動けない方も多いのではないかと、市民向けのフォーラム、啓発活動も必要になってくるのではないかと思います。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：次の議題に触れることとなりますが、議題2資料の相談支援体制づくりの①の部分、地域の相談員さんからも多く相談が寄せられているのですが、小学校高学年から学校への不応でひきこもりになるケースがある、教育との連携で解決することができないか。現場としてはこのまま放っておくと将来8050になる危機感、リスクもあるので、具体的な支援を多職種連携

で検討し、こういうケースに関する支援スキーム、仕組みづくりに着手すべきではないかというのがあり、こども部会、権利擁護部会の協働などで、協議会で構築していければ、課題解決の一手になるのではないかという声が上がっています。

相談の現場では何を恐れているかという点、二次障がいによってさらに支援が難しくなること、8050の50の人がなぜこうなったか話を聞くと、親への怨みが根底にあり、それが最初に生まれたのが、「僕らが学校への行かなかったことすごく怒っていた」、であるとか、「無理やり精神科につれていき、ひいては入院させた。」それがトラウマになり、成長に大きな影を与え、ネグレクトで育ったという親子関係の認識になり、統合失調症の発症につながるというケースに、相談支援事業所が接していて、将来切実なことになるのではないかと考えているので、会長がおっしゃった、こども時代の情報、市民への啓発、不登校・ひきこもりになった際の親の関わりをどうすればいいか、専門家の活用をどうすればいいか、ということの普及啓発は未来の8050を防ぐためには絶対に必要だと強く感じています。

会長：ありがとうございます。

問題意識が共有できてよかったと思います。

先日、70代の女性の発達障がいの方と話す機会があったのですが、幼少期からのマイナスな事実をフラッシュバック、写真の映像のように記憶をされて何回も何回も繰り返して、親を恨んでいる。70代なのですが、それが発達障がいの特性ですが、二次障がいにも陥りやすいところをなんとかこども時代に止めるべきですし、市民への啓発が必須だと改めて思いました。

そのほか、ございますでしょうか。

続いて就労支援部会の報告をお願いします。

株式会社徳正：本来リーダーのNPO法人ワーカーズコープから説明させていただくところですが、所用につき先ほど退席しましたので、サブリーダーの株式会社徳正より報告させていただきます。

一つ目の協議内容として令和3年度・4年度の自立支援協議会の運営概要について事務局より報告がありました。今年度から新たに独立した部会になったことを受けて、組織改編や部会の主要課題について説明がありました。質疑は特になく審議は終了しております。

二つ目は令和3年度就労ネットワーク会議の開催報告について、7月2日に就労支援センターが開催した会議について議題の紹介。就労支援に関わる課題について参加者の課題意識を議論したグループワークについて主な内容をリーダーより報告がありました。その中で、就労ネットワーク会議、就労コミュニティ会議、就労支援部会という就労だけで3つの会議がありますが、それぞれどのような違いがあるのか質問がありました。これについて、就労ネットワーク会議は就労支援センターが障がい者の就労支援促進のため、関係機関の連携を強化する目的であり、障がい当事者の参加はない。また、就労コミュニティ会議は行政主導ではなく、就労支援に関わる事業所がざくばらんに意見交換をできる場として自主的に集まっている会議体。就労支援部会は自立支援協議会に位置づけられており、当事者団体、サービス事業者、行政・関係機関など様々な立場の委員により地域課題や体制の整備について議論する

場であるということで構成のメンバー、会議体の目的に違いがあるという説明がありました。こちらにつきましても審議は終了しております。

三つ目は令和3年度就労支援部会の運営とゴール設定になります。

本部会の前身である地域生活支援部会において令和2年度までの議論の経過を事務局より紹介いただきました。地域課題として捉えられている事業所間連携の一助となるよう、就労支援に係る各事業所の詳細な内容を記した「浦安はたらく場福祉マップ」を作成したことの報告がありました。令和3年度就労支援部会のゴール設定について、地域課題を洗い出し、第2回、第3回部会で議論を進めていくことを共有し、委員の合意を得るということで、一口に就労と言っても、様々な立場から見たときに就労に対する課題が全く違う見え方をしております。

課題がそれぞれ異なる中で、色々な立場からの委員の皆さんから意見を募りながら、浦安市内の就労に関してどういった目標ができるか、課題があるのか、ご意見いただきました。

主な委員意見としては、本人のスキルと就労現場のニーズのズレがある。これはどの立場からも感じている課題としてあげられております。就労継続A・Bに通所できない段階の方も多く、その前段階の支援ができる資源があればよいと意見がありました。私、株式会社徳正という会社で就労継続支援A・B型事業所を運営しておりますが、あともう少しでA型あるいはB型で働けるけれど、そのあと少しが足りないと一気に収入がおちてしまう課題があります。

法定雇用率を達成していない事業所に就職する仕組みができるのではないか、という課題に対する意見もありました。これはハローワーク市川圏域で120社ほど法定雇用率を満たしていない企業があるということなので、それだけ可能性があるのではないか。ほかの地域と比較しても市川・浦安圏域は一般企業が出している障がい者求人が顕著に少ない。特に、浦安は少ないという話がありました。一般枠で出ている求人に対して個別に交渉して障がいのある方の実習を受け入れてもらったり、雇用に繋げる働きをしている事業所から話もございましたので、上手く組み合わせることができれば、一般就労に近い方のフォローができると考えております。

また、これは全国的な問題でもあるのですが、重度心身障がいのある方や難病のある方の就労できる場が少ないことが課題として上がりました。市内では例えばふる里学舎さんのように、車椅子の利用者を受け入れてくれている就労継続支援B型事業所もございますが、コロナ禍で送迎も困難になってしまったため、在宅でできるB型やパソコンを活用して利用できるB型もあるという当事者側から意見もありました。

続きまして、従来の「職に人材をあてがう」から「人材に合わせて業務を切り出す」方式へと移行しているが、まだまだ企業側は業務の中からどの部分を障がいがある方に提供できるかというイメージが足りないのではないか、先ほども述べましたとおり、まだまだ法定雇用率未達の企業がたくさんある中で、そういった企業がなぜ雇用ができないかですが、雇用しなければならないことや雇用したい気持ちはあるが、どのようにしたら障がい者を受け入れて仕事をしてもらえるのか切り出し方がわからない、あるいはどういった仕事を任せればよいかわからない、自社の仕事が障がい者にお願いできるのか、自

社の仕事は難しいのではないかという話が出てくるケースもあるため、そこでどのような仕事ができるか具体的な話が進んでいけば、もう少し一般就労への道筋が掘り起こせるのではないかという意見がありました。

そして、精神障がいのある方のための短時間就労の創出です。仕事をする能力は問題ないが、毎日の出勤や人と関わる仕事が難しいなどの精神障がいの方の就労に対するハードルの一つとして就労時間ですね。例えば週2、3日から働ける場がつかれないかと意見もありました。

そしてこれは浦安市の問題になるのですが、隣が東京であり、最低賃金が東京の方が高いため、通勤ができる方は東京で就職する話もありました。

就労に関して、コロナが大きく影響しており、在宅ワークの求人は顕著に増えているが、高いスキルやネット環境が求められるためマッチングの難しさをどうにかしてクリアできないか、支援者側の課題として出てきました。

それぞれの事業所が抱えているマッチングのズレを連携の場で共有していく。ニーズの不足するところが共有できれば、新規参入の事務所や既存事業所の改善の大きな参考資料となるというところで、今回の部会の中で一番時間を割いたのは連携ですね。当事者団体、支援団体、受け入れる企業、就労に送り出す学校などの様々な立場から見たときに、就労に対する課題が、立場が違っていると見えてくるものも違うという中でマッチングの難しさはどの立場からも出るところです。そのズレを、お互いが持っている情報を共有するために、こちらの部会がうまく動いてくれればよいとのことでまとまりました。

これからの話になりますが、福祉事業所と言いますと仕事内容が似ているため、障がいを持っている方がやりたい仕事に就ける環境ができればよいなという、希望ではありますがこのような話が出てきました。これに関しては、出てきた意見の中から課題を抽出して第2回、第3回の就労支援部会でもんでいきたいと思っております。

以上です。

会長：ご報告ありがとうございました。

それではただいまの説明についてご意見ご質問ありましたらお願い致します。

千葉商科大学、お願いします。

千葉商科大学：ご説明ありがとうございました。

浦安市の自立支援協議会の就労にかかわるプロセスの中で、大きな武器を持ったと思っています。報告の中にもあった「浦安はたらく場福祉マップ」、皆様方のスピーディーな動きで、作業部会ができて、1か月近くで相当レベルの高いものができたと記憶しています。大事なのは、ズレが出てきたときに、「マップ」がしっかりと修正しきれているか、新たな情報を発信する構えができてきているか。それが出来れば当事者、支援者共通の武器になる。リアルに情報を共有できるツールとして大事にしていくべきだと思っております。今後の部会の検討の中で、様々な課題に対しても、しっかりとこういうふうになります、やれます、やりましたということがマップの中でリアルに反映できているように、マップもリア

ルに情報が変更できるように差し込み式になっているんです。なので、そこを丁寧に、変わったことは事業者から情報をいただき、リアルな情報を提供していけることを意識していただければと思います。

会長：リアルタイムの情報の更新は、デジタル化ということになると思いますが、そうならいけば私も思いました。

その他ありますか。

私のほうから。会議体が3つあるという話がありました。3つの会議体の連携、例えば、コミュニティ会議でざくばらんに意見交換されたものが就労部会に報告されるとか、会議体の連携の報告があったりするのでしょうか。

株式会社徳正：それぞれの会議体に重複して参加している者がおります。そのための横のつながりの場ということで、その場でしか出ないざくばらんな意見がありますので、部会で拾い上げていき、それをフィードバックして連携が強度になればと考えております。

会長：はい、ありがとうございます。せっかく3つの会議体がありますので、会議体の連携も出席者の人的資源に頼るだけでなく、ある程度はシステム化が必要なのかなと思った次第です。

他にございますか。

続いて議題2に移りたいと思います。相談支援機関からの地域課題の報告について社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともより説明お願い致します。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：資料は地域の相談支援事業所の皆さんから上半期上がってきた中から類型化したものです。

一つ目、地域生活の体制づくりということで5つの課題を本日は説明させていただきます。地域生活支援部会からも報告があったように、居住、特にグループホーム整備については、必要とする利用者ニーズと整備するグループホームの仕様や必要とする機能を分析して整備していくことで、ミスマッチが解消すると思われるというのは相談員の現場からも上がっておりまして、地域生活支援部会で具体化していければと思っております。具体的に言うと、今すぐに見えているニーズは、東野パティオの通過型グループホームの利用者さんニーズは明確になるのではないかとということと、浦安でグループホームが空いている現状もあるということで、空床はあるけれども、必要とする利用者さんがいるということで、必要は人たちの支援ニーズとミスマッチがあるために空いているグループホームがあるという仮説が立ちます。ニーズとギャップを明確にすることで計画的に事業所へ働きかけ、通過型にお住まいの方の次の居住環境を市を挙げて整備していけないと地域生活支援拠点を稼働させた成果が不明瞭になっていくのではないかとということで、危機感を持った意見が出ています。

あわせて東野パティオ通所棟の浴室施設の活用として、単身生活や家族と暮らしている人たちがヘルパーと一緒に来て使えるようにするなど有効活用することで、一般住宅で生活しているけれど浴室環境が整わず困っている人たちのニーズが多少なりとも解消するので有効活用すべきと相談員からあがっています。

浦安市の特徴として集合住宅が多い、賃貸物件がある、住宅改修の限界と、ADLの低下によって福祉用具が活用できない浴室環境に直面するケースも少なくないということで、このようなアイデアが現場からあがっていると理解していただければいいかと思います。

次に③、長年出ている、我々も具体的に動き出せていない残念なところですが、住まいと担い手は背中合わせなので、地域生活支援部会、自立支援協議会で動かさなければいいと思うのですが、ヘルパーの不足です。

地域生活の体制づくりに介助者は欠かせないということで、日曜日のヘルパーの確保、女性介助者の確保、医療的ケアが必要な人たちへのヘルパーの確保が特に難しいと思っています。具体的に統計をとったわけではないですが、当センターで医療的ケアが必要な方のヘルパーを見つけなければならないということで2,000件ヘルパーステーションに電話したんです。その中で、管理者から女性ヘルパーの確保が難しいといわれてました。結婚・妊娠・出産、ライフステージの変化で現場を離れるケースも多く、当法人の採用状況を見ると、異業種からの介護業界への転職は、コロナの影響もあって男性のほうが多いというのがあります。ずっと続いているヘルパー不足はなんとか具体的な一手を導き出さなければならないと思っています。

④医療的ケアが必要な子どもたちの通学支援。特にこの方は、特別支援学校を希望していますが、気管切開があり、吸引が必要で送迎バスに看護師等の配置が必要だけでも、それが難しいと言われお母さんは運転免許を持っていないのでどうやって学校に行けばよいかというケースです。その支援について事例検討しました。子ども部会でも困っている事例として意見が上がるかもしれないと思っています。

⑤個別的な支援が必要な人たち、重度の知的、発達障がいのある人たちの通所先の体制整備と専門的支援の実施ということで、受け皿がないということではなく、事業所側のキャパシティの問題、個別的な対応が必要な利用者さんが複数人いると、少ないパイを早い者勝ちで取っていく状況になり、相談員から事業所に何かバックアップできるかと言ったら、アセスメントを丁寧に行ない、支援スキームを構築した上で事業所に繋ぐことではないかと思います。

続いて相談支援体制づくりについて、基幹相談支援センターを中心に取り組んでいることで、①は先ほど説明したので省略します。

②今春より委託相談支援事業者が4か所に増え、基本相談事例が福祉サービス利用に至り、計画相談支援が必要となる事例が増えています。委託相談支援事業者自らも計画相談支援業務を行っており、地域の計画相談支援の担い手を増やしていくと同時に、障がい種別ごとの支援ニーズ、8050世帯支援ニーズを焦点化して、どこにマンパワーが必要かということも明らかにしながら、基幹相談・委託相談・計画相談支援の業務内容の明確化と体制づくりを進めていく必要があります。これについては委託相談支援連絡調整会議を中心に進めていくことになっています。

③相談支援イコール権利擁護、意思決定支援やエンパワメントなどの価値基準に沿った支援計画の作成や相談援助活動の実践などの支援の質の向上への継続的な取り組みを進めていかなければならないと

ということで、委託の相談の皆とも現場感をすりあわせながら、計画相談の現状を踏まえ、他市の取り組みを参考にしながら、研修体制をつくっていくことを進めていきたいと思っています。

以上です。

会長：ありがとうございました。

それでは只今の説明についてご意見、ご質問ありましたらお願い致します。

千葉商科大学、お願いします。

千葉商科大学：単刀直入に質問したいと思います。地域生活の体制づくりの④医療的ケアが必要なこどもの通学支援の問題、改めてお聞きしてしんどいと思いました。事務局に確認したいのですが、確か保育園の医療的ケア児に対して、どうなのかということで、人的な予算の枠組みで必置条件には出来ないが、近隣の訪問看護ステーションに頼んでいたと思います。このような通学支援に、浦安市独自で訪問看護ステーションに頼むことは可能なのでしょうか。

事務局：医療的ケアの必要なこどもは市内の保育園・学校については、委員のおっしゃる通り訪問看護ステーションの巡回で対応しています。特別支援学校の通学については、船橋に行っているこどもが多いですが、通学バスは県の業務ということで、県の方をお願いをしているところです。ケアがないがゆえに通えない、親御さんが個別で対応しているケースもあります。市で何ができるか検証をしていますが、船橋の特別支援学校に行くとなると、朝早い時間など限定的な時間になるので、訪問看護ステーションの対応も難しいというのが現状となっています。

会長：ありがとうございます。

医療の関係で、外出先でも使いたいという要望はあるのですが、訪問看護の訪問先が在宅だけになっています。市の単独の補助で出来ているけれども、朝早いと難しいということだと思います。岸田総理に代わり、令和の所得倍増計画をしようということで、その起爆剤が介護・看護・保育の給料アップだとおっしゃっています。そこが叶えば人材も集まってくるし、人材が集まれば行き届くのかなと思います。ただ、給与アップだけではだめで、そこに応諾義務というか、プロの仕事としてもっと難しい人を看るといことがセットでついてくるのではないかと思います。その結果、医療的ケアや行動障がいへの解決が図られていく、いい循環になっていけばいいなと思って聞いていました。

そのほかありますでしょうか。

株式会社オリエンタルランドお願いします。

株式会社オリエンタルランド：重複しますが、④医療的ケアが必要な方が特別支援学校を希望しているが、通学に関して困っているというこのケースは、この方をAさんとする、過去にBさんCさんがいて、学校を諦めざるを得なかったのでしょうか、それともAさんが初めてのケースで、親御さんが運転できないことも重なってこのような話になっているのでしょうか。過去にも同じケースがあつて、学びたいという意思が途絶えてしまうことがあつたのか、教えてください。



事務局：船橋の特別支援学校で、ケアが必要で通学バスに乗れない方は、だいたい保護者が送迎しています。

親御さんが通学のサポートができない場合は、先生がご自宅に訪問して教育をするという対応をされているケースもあります。

会長：今、重度のお子さんの教育の機会の確保が全国的にも課題になってきています。

その他ございますでしょうか。

福祉部：ただいまの話に補足させていただきます。実際に看護師の配置が必要で、それが難しいと言われたということもありますが、船橋特支に通うお子さんにとっては、2時間以上通学にかかってしまう。だから、看護師がいるからではなくて、通学自体がその子にとって負担が大きい、なので小学校に進学する際に諦めてしまったという話は聞いています。

まさに今日の午前中、第1回の特別支援学校の誘致推進委員会というのが発足して、県立の特別支援学校を浦安市で開校できるよう市でも準備を進めております。そこで④のようなケースも福祉部から伝えております。

会長：浦安でも特別支援学校が設置できればと思います。

私からもう1点、計画相談支援事業が、地域生活支援拠点に登録して協定を組むと、計画の単価が高くなるという話がありますが、浦安市ではどうなっているか、基幹相談支援センターで把握をしていますか。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：連携協定については、実務者会議で令和3年度の報酬改定の説明をして、国が目指しているのが、ケアマネジメントの囲い込みからの脱却と、支援の質が良くなれば、それに見合う報酬を、ということで特定事業所加算のありかたが変わったと理解しておりまして、そのような内容を手紙にして地域の事業所に送りました。資料を読み込むのは難しいと思いますが、1事業所から連携協定をしたいとの話があり、申請されています。質の向上の取り組みは必要になりますが、地域の相談支援事業所には前向きに検討してほしいと思います。

会長：1か所だと、まだ連携もしていないということですかね。

少人数の事業所だと相談する相手もなく、相談支援専門員の質の確保にもつながる話だと思うので、積極的に行ってもらえればと思います。

その他ありますか。

先ほど言い忘れたのですが、就労支援部会で、重度障がい者等就労支援特別事業というのがありますが、浦安市では事業の実施要項等のやる前提が出来ているのか教えてください。

事務局：9月に決裁が下りて、ホームページにはまだ公表できていませんが、今後、就労支援で使用していただければと思います。

会長：ありがとうございます。

この制度、雇用施策との連携で、雇用と福祉と両方からお金が下りる仕組み、かなり複雑ですが、対象者が現れた時、チャンスだと思うのでぜひ活用してほしいと思います。

丁度この件で今日、制度が難しすぎると厚労省とも話をしたのですが、厚労省としても使ってほしいのでわかりやすく説明、周知をしたいとのことでした。

千葉市で厚労省の担当者も含めたフォーラムをするようなので、ウェビナーで誰でも入れるようにしたいとのことなので、チラシ等できたらまた案内します。

本日の議題は以上になりますが、皆様、言い残したことはございませんか。

浦安市聴覚障害者協会お願いします。

浦安市聴覚障害者協会：私達聴覚障がい者は、役所が閉庁した時に、夜とか、土曜日、日曜日、祝日に、例えば病院に行かなければいけないとか、緊急の学校からの呼び出しのなど時に通訳が必要になることがあります。その時にUコミサポートというものを、障がい福祉課で契約していただいております、通訳の依頼をしておりました。そういった方法で今までやってきました。年間件数は少ないですが、いつでも通訳が利用できるので安心していました。それが、7月から総務省の事業で電話リレーサービスの開始に伴い、6月いっぱいUコミが廃止しますといわれました。電話リレーサービスに移行しますと言われ、それ以降、電話リレーサービスを使ってくださいと突然言われました。

理解のない対応だなというふうに私共は思っております。電話リレーサービスは、登録など時間がかかるものではありますし、Uコミの契約を解除して、色々な説明などについて、必要だと思うのですが、こちらの方にそういった情報がなく、高齢者は文書が難しいという聴覚障がい者もいますので、説明だけでは理解が難しいということで、わかりやすいもの、例えばイラストなどを含めたものを、聴覚障がい者用に、対象者へ配布していただくよう配慮していただければとお願いしたいと思っております。聴覚障がい者の権利条約の中では、障がい者に対して意見を色々聞いてほしいという項目はあります。十分に配慮していただければと思います。よろしくお願いします。

会長：ありがとうございます。

本協議会の中では、視覚、聴覚の情報障がい問題というのは、議題に入りにくいものでもありますので、ご意見ありがとうございました。

この件は、個別で事務局も対応していただければと思います。よろしくお願いします。

他にございますか。

それでは事務局から連絡をお願いします。

事務局：「障がい者等歯科診療所 愛称募集」のお知らせについてお話させていただきます。浦安市では、令和4年1月に障がい者等歯科診療所のオープンを目指して整備を進めているところです。障がい者等歯科診療所というのは、市内の歯科診療所に通いたい慣れない環境にいることが難しい、治療が難しい、待合室で待っていることが難しいなどの理由で歯医者さんに行くことを諦めている方々が沢山いらっしゃるということで、そういった方々が安心して治療を行えるように、専門的な知識や経験のある先生や歯科衛生士がいる場所の整備を進めているところです。

市民の皆様が親しみをもってもらえる愛称をつけたいと思い、10月1日から10月15日まで募集しております。10月1日号の広報やホームページにも掲載しています。どなたでも応募することができますので、皆様周りの方々に周知していただければと思います。

以上です。

会長：ありがとうございました。愛称募集ということで是非よろしく申し上げます。

そのほかございますか。次回の話あればお願いします。

事務局：次回の会議についてお知らせです。次回の協議会は11月25日の木曜日に市役所4階会議室で開催する予定となっておりますので、よろしく申し上げます。

会長：それでは、これをもちまして第2回自立支援協議会を終了します。

本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。

令和3年10月7日(木)  
午後1時30分～午後3時30分  
市役所4階 会議室S2・3

浦安市自立支援協議会(令和3年度第2回)次第

1 開会

2 議題

(1) 部会活動報告について

(2) 相談支援機関からの地域課題の報告について

(3) その他

3 閉会

# 部会活動報告

- ・第1回地域生活支援部会
- ・第1回権利擁護部会
- ・第1回就労支援部会
- ・第1回こども部会

## 部会活動報告

<b>部会名</b>	令和3年度 第1回地域生活支援部会	*作業部会（無）
<b>日時</b>	令和3年8月26日（木） 午後1時30分～午後3時30分	

### ■報告事項

①	<b>議題</b>	令和3年度・4年度の自立支援協議会について
	<b>協議内容</b>	令和3年度・4年度の協議会運営概要について事務局より報告。組織改編や部会の主要課題について説明。 質疑は特になし。
	<b>協議結果</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ（報告・審議） <input type="checkbox"/> その他（                    ）
②	<b>議題</b>	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について
	<b>協議内容</b>	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、事務局より説明。システムを構成する要素の一つとなっている「住まいの確保と居住支援」を部会のテーマとしているため、市の障がいのある方への住まいの施策、市内グループホーム（以下、「GH」という。）の整備状況、基幹相談支援センターで実施している居住サポート事業について説明を行った。その後、委員の所属における「障がい者の住居等に係る課題」について意見を伺った。 主な意見 ①当事者団体 ・親亡き後を心配している家族も多いが、実際には踏み切れない。 ・住まいの希望（1人暮らし、GH、施設入所など）は色々意見がある。 ・色々な障がいの方、重複障がいの方もいて、住んでいる方との相性もある。食事の偏りがあると、GHで暮らすのは難しい。数あるGHの中からマッチングしていくしかないと感じる。 ②福祉サービス事業者、支援機関、関係機関 ・重度の方、行動障がいの方、医療的ケアの必要な方、高次脳の方、精神障がいの方向けのGHの不足している。 ・精神障がいの方の在宅を支える訪問系サービスの不足している。 ・住まいを支えるには、地域の資源を知ることが、ネットワークづくりには大事と考える。 ・賃貸物件は健常者用に作られている。など
	<b>協議結果</b>	<input type="checkbox"/> 審議終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続審議 <input checked="" type="checkbox"/> 自立支援協議会へ（ <b>報告</b> ・審議） <input type="checkbox"/> その他（                    ）

③	議題	災害弱者支援体制の充実について
	協議内容	法改正の内容について報告。災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行により、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、特に介護を要する方について、個別避難計画の作成が努力義務となったこと、計画作成には福祉専門職の参画が極めて重要なこと等を報告した。
	協議結果	<input type="checkbox"/> 審議終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続審議 <input checked="" type="checkbox"/> 自立支援協議会へ（報告・審議） <input type="checkbox"/> その他（ ）
④	議題	令和3年度地域生活支援部会の運営とゴール設定について
	協議内容	運営課題について、意見を伺った。議論の時間が少なかったため、会議で出てきた意見や課題を元に、リーダー・サブリーダー、会長、副会長、事務局で調整することとなった。
	協議結果	<input type="checkbox"/> 審議終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続審議 <input checked="" type="checkbox"/> 自立支援協議会へ（報告・審議） <input type="checkbox"/> その他（ ）

## 部会活動報告

部会名	令和3年度 第1回権利擁護部会	*作業部会（無）
日時	令和3年8月24日（火）午後1時30分～午後3時30分	

### ■報告事項

①	議題	令和3年度・4年度の自立支援協議会について
	協議内容	令和3年度・4年度の協議会運営概要について事務局より報告。組織改編や部会の主要課題について説明。 質疑は特になし。
	協議結果	<input checked="" type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ（報告・審議） <input type="checkbox"/> その他（ ）
②	議題	令和3年度高齢者・障がい者権利擁護協議会の開催報告について
	協議内容	高齢者虐待、障がい者虐待・差別、成年後見等に係る分野横断的な協議体である標記協議会について紹介し、令和3年度第一回協議会の議題について共有。本部会の主要課題である8050問題について重なる部分について、中央地域包括支援センターと成年後見支援センターより報告いただく。 質疑は特になし。
	協議結果	<input checked="" type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input checked="" type="checkbox"/> 自立支援協議会へ（報告・審議） <input type="checkbox"/> その他（ ）





## 部会活動報告

<b>部会名</b>	令和3年度 第1回就労支援部会	*作業部会（無）
<b>日時</b>	令和3年8月31日（火）午後1時30分～午後3時30分	

### ■報告事項

①	<b>議題</b>	令和3年度・4年度の自立支援協議会について
	<b>協議内容</b>	令和3年度・4年度の協議会運営概要について事務局より報告。組織改編や部会の主要課題について説明。 質疑は特になし。
	<b>協議結果</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ（報告・審議） <input type="checkbox"/> その他（ ）
②	<b>議題</b>	令和3年度就労ネットワーク会議の開催報告について
	<b>協議内容</b>	7月2日就労支援センターが開催した標記会議について議題を紹介。就労支援に係る課題について参加者の課題意識を議論したグループワークについて主な内容を皆川リーダーより報告。 （主な委員意見） ・就労ネットワーク会議、就労コミュニティ会議、就労支援部会はそれぞれどのような違いがあるのか。 →就労ネットワーク会議は就労支援センター（市事業）が障がい者の就労支援促進のため、関係機関の連携を強化する目的で開催する会議であり、障がい当事者の参加はない。また、就労コミュニティ会議は行政主導ではなく、就労支援に係る事業所がざくばらんに意見交換をできる場として自主的に集まっている会議体。就労支援部会は自立支援協議会に位置づけられており、当事者団体、サービス事業者、行政・関係機関など様々な立場の委員により地域課題や体制の整備について議論する場である。
	<b>協議結果</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input checked="" type="checkbox"/> 自立支援協議会へ（ <u>報告</u> ・審議） <input type="checkbox"/> その他（ ）
③	<b>議題</b>	令和3年度就労支援部会の運営とゴール設定について
	<b>協議内容</b>	本部会の前身である地域生活支援部会において令和2年度までの議論の経過を事務局より紹介。地域課題として捉えられている事業所間連携の一助となるよう、就労支援に係る各事業所の詳細な内容をしるした「浦安はたらく場福祉マップ」を作成したことを報告。令和3年度就労支援部会のゴール設定について、地域課題を洗い出し、第二回部会、第三回部会で議論を進めていくことを共有し、委員の合意を得る。 本議題においては、委員が日頃より感じている就労に関する課題について意見を得た。

		<p>(主な委員意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人のスキルと就労現場のニーズのズレ</li> <li>・就労継続A、Bに通所できない段階の方も多。その前段階の支援ができる資源があればよい。</li> <li>・法定雇用率を達成していない事業所に就職できるような仕組みができないか(HW市川圏域で120社ほど満たしていない)</li> <li>・重度心身障がいのある方や難病のある方の就労できる場所が少ない。車いす利用者を受け入れてくれる事業所(就労B)もあるが、コロナ禍で送迎も困難。在宅でできるB型があればよい。PC活用したB型などもあるとよい。</li> <li>・従来の「職に人材をあてがう」から「人材に合わせて業務を切り出す」方式へと移行しているが、まだまだ企業側は業務の中からどの部分を障がいがある方に提供できるか、のイメージが足りないのではないかな。</li> <li>・精神障がいのある方のための短時間就労の創出</li> <li>・利用者の半分は都内に就職する(給料が高い、東京に隣接)</li> <li>・コロナが大きく影響している。在宅ワークの求人は顕著に増えているが、高いスキルやネット環境が求められる。</li> <li>・それぞれの事業所が抱えているマッチングのズレを連携の場で共有していく。ニーズの不足するところが共有できれば、新規参入の事業所や既存事業所の改善の大きな参考資料となる。</li> <li>・飲食系、作業系など多ジャンルの選択肢があるとよい。</li> <li>・他の地域と比較しても市川・浦安圏域は一般企業が出している障がい者求人が顕著に少ない。特に浦安は少ない。一般枠で出ている求人に対して個別に交渉して障がいのある方の実習を受け入れてもらったり雇用につなげている。</li> </ul>
<b>協議結果</b>		<p> <input checked="" type="checkbox"/>審議終了    <input type="checkbox"/>継続審議  <input checked="" type="checkbox"/>自立支援協議会へ(報告・審議)    <input type="checkbox"/>その他( )         </p>

## 部会活動報告

部会名	令和3年度 第1回こども部会	*作業部会（無）
日時	令和3年9月2日（木）午後1時30分～午後3時30分	

### ■報告事項

①	議題	令和3年度・4年度の自立支援協議会について
	協議内容	令和3年度・4年度の協議会運営概要について事務局より報告。組織改編や部会の主要課題について説明。 質疑は特になし。
②	協議結果	<input checked="" type="checkbox"/> 審議終了 <input type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> 自立支援協議会へ（報告・審議） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	議題	こどもへの支援に関する課題について
②	協議内容	(1)教育と福祉の連携 他機関との連携に関する現状と課題について協議した。 ●現状、工夫している事項 ①当事者団体 ・コロナ禍により、他団体との連携はできていない。 ②福祉サービス事業者 ・事業者連絡会を実施している。 ・関係機関の特徴をよく知ることが、連携を進める上での第1歩。 ・問題を共有し、役割分担をしながら実施。立場が違えば、共有するのも難しいので、相手の立場や背景を理解している。 ・連携のために、こちらから積極的に活動している。 ③学校、行政機関 ・福祉サービス事業者、教育委員会と連携している。 ・関係機関とはなるべく連携するようにしている。保護者を通じて連携する機会も増えている。 ・なんのために連携するのか、はじめに共有することが大事。教育と福祉など、異分野での連携では特に大事と感じる。 ・保護者等になぜ関係機関同士の連携が必要か理解してもらうことが必要。 ・連携が家族にとって必要なことだとしっかり伝えることが必要。連携する情報は保護者、関係機関にとって話しづらい内容もある。 ・たくさんの機関と連携することが大事。  ●課題 ①福祉サービス事業者

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者に個人情報の確認を取りながら進めると、タイムラグがある。</li> <li>・学校と事業者と、打合せ時間をどのように合わせるかが課題。</li> <li>・学校、事業所、家庭で本人の様子は違う。どのように共有していくか。</li> <li>・オンラインで対応できない場合に、面談等が先送りになっている。</li> </ul> <p>②学校、行政機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校公開の方法を模索しているが、どのように情報発信をしていくか。</li> <li>・連携の成果を組織でどのように共有していくか。</li> </ul> <p>(2)発達に心配のあるこどもの日中活動の場のあり方について 不登校や引きこもりのこども、発達障がい疑いあるこども、18歳移行期のこどもに関して、取り組みや課題を協議した。</p> <p>●課題</p> <p>①不登校や引きこもりのこどもに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校、引きこもりの方をどのように引き出すかが課題</li> <li>・居場所を見つけるのが難しい。信頼できる大人がいることを伝えている。</li> <li>・支援につながらないこどもには、社会に出る前に「この人に相談すれば良い」というようなキーになる人と結び付けられることが大事。</li> </ul> <p>②発達障がい疑いあるこどもに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談の連絡から実際に相談できるまで、時間がかかる場合がある。相談では、外に行く不安、環境の不安、周囲との差の不安が実情として感じている。</li> </ul> <p>③18歳移行期の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会に出るのに自立できることが必要。金銭の面などの課題もある。</li> <li>・障がい者手帳を所持していても、福祉サービスを使いたくないという人もいる。困ったときに相談できる場所などを情報を伝えていきたい。</li> </ul>
	<p><b>協議結果</b></p>	<p><input type="checkbox"/> 審議終了    <input checked="" type="checkbox"/> 継続審議</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 自立支援協議会へ (報告・審議)    <input type="checkbox"/> その他 ( )</p>
<p>③</p>	<p><b>議題</b></p>	<p>令和3年度こども部会の運営とゴール設定について</p>
	<p><b>協議内容</b></p>	<p>会議内容を取りまとめ。リーダー・サブリーダー、会長、副会長と事務局で調整することとした。</p>
	<p><b>協議結果</b></p>	<p><input type="checkbox"/> 審議終了    <input checked="" type="checkbox"/> 継続審議</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 自立支援協議会へ (報告・審議)    <input type="checkbox"/> その他 ( )</p>

## 相談支援機関からの地域課題の報告について

浦安市基幹相談支援センター

相談支援機関が把握した地域課題については、基幹相談支援センターを中心に整理を行い、以下のとおり自立支援協議会及び部会に報告します。

### 令和3年度の基幹事業を通しての課題領域

#### 〔地域生活の体制づくり〕

- ① グループホーム整備については、必要とする利用者ニーズと整備するグループホームの仕様や必要とする機能を分析して整備していくことでミスマッチが解消すると思われる。地域生活支援部会等で具体化していくことができないか。
- ② パティオ通所棟の浴室施設の活用として、単身生活や家族と暮らしている人たちがヘルパーと一緒に来て使えるようにするなど有効活用することで、一般住宅で生活しているけど浴室環境が整わず困っている人たちのニーズが多少なりとも解消するのではないか。
- ③ 地域生活の体制づくりに介助者の存在は欠かせない。  
日曜日のヘルパーの確保、女性介助者の確保、医療的なケアが必要な人たちへのヘルパーの確保が難しい。
- ④ 医療的なケアが必要な子どもたちの通学支援。特別支援学校を希望しているが、気管切開があり吸引が必要で送迎バスに看護師等の配置が必要だがそれが難しいと言われ困っている当事者の方がいる。
- ⑤ 個別的な支援が必要な人たち(重度の知的、発達障がいがある人たち)の通所先の体制整備と専門的支援の実施。

#### 〔相談支援体制づくり〕

- ① 小学校高学年から学校への不適応で引きこもりになるケースがあり、教育との連携により解決していくことができないか。8050世帯の予備軍となってしまうリスクもあり、具体的な支援を多職種連携で検討して支援スキームをつくっていくことができないか。
- ② 今春より委託相談支援事業者が4カ所に増え、基本相談事例が福祉サービス利用となり、計画相談支援が必要となる事例が増えている。委託相談支援事業者自らも計画相談支援業務を行っており、地域の計画相談支援の担い手を増やしていくと同時に、障がい種別ごとの支援ニーズ、8050世帯支援ニーズを焦点化して、どこにマンパワーが必要かということも明らかにしながら、基幹相談・委託相談・計画相談支援(何名の相談支援専門員が必要か等の数値把握)の業務内容の明確化と体制づくりを進めていく必要がある。これについては、委託相談支援連絡調整会議で進めていくことになっている。
- ③ 相談支援＝権利擁護(意思決定支援やエンパワメントなど)の価値基準に沿った支援計画の作成や相談援助活動の実践などの支援の質の向上への継続的な取り組み。  
※これについては、基幹相談支援センターが計画相談支援の現状を踏まえながら、必要な研修や取り組み、人材育成を行っていく。

# 障がい者等歯科診療所 愛称募集

本市では、市内の診療所で歯科治療が困難な障がいのある方が、安心して歯科治療を行えるよう、健康センター内に「障がい者等歯科診療所」を設置するとともに、その他の医療機関と連携を図りながら、市内の障がい者等歯科診療体制を整備します。

令和4年1月の「障がい者等歯科診療所」の開設を控え、市民の皆様に親しまれる診療所となるよう、愛称を募集します！！



**応募期間 令和3年10月1日(金)～10月15日(金)**

## ●場所

浦安市猫実一丁目2番5号 健康センター内 休日救急等歯科診療所

## ●診療日・時間

毎週土曜日 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

## ●ご利用ができる方

市内の診療所では歯科治療が難しい方で、

- ・身体障害者手帳1・2級をお持ちの方など
- ・療育手帳をお持ちの方、または、知的障がいと判定された方など
- ・児童発達支援または放課後等デイサービスを利用されている方など

## ●市内の診療所では歯科治療が難しい方●

- ・自分で歯の痛みを訴えられない、口を開けられないなど協力的な受診ができない
- ・診療室やスタッフ、口に治療器具が入ることなどに恐怖感があるため、受診が難しい
- ・身体の不自由や緊張から治療を受ける姿勢でいることが難しい など

# 障がい者等歯科診療所 愛称募集要項 兼 応募用紙

- ◆ **応募資格** 特に制限はありません。どなたでも応募できます。
- ◆ **応募期間** 令和3年10月1日（金）～10月15日（金）
- ◆ **応募方法** 応募用紙に必要事項を記入し、郵送または、FAX、Eメールで応募してください。  
\*市役所3階障がい事業課・総合福祉センター・障がい者福祉センター（きらりあ）・市内障害福祉サービス事業所等（生活介護・就労継続支援・児童発達支援・放課後等デイサービス等）で配布。市ホームページからもダウンロードできます。  
\*なお、Eメールで応募の場合は、件名を「障がい者等歯科診療所 愛称募集」としてください。
- ◆ **応募条件** ①愛称は、漢字、ひらがな、カタカナ、英数字等の使用に制限はありません。  
②応募1件につき1作品とします。  
③応募作品は、自作で未発表のものに限ります。
- ◆ **審査と発表** 浦安市障がい事業課で審査し、決定します。作品が採用された方には、直接ご本人に連絡するとともに、「市ホームページ」で発表します。
- ◆ **その他** ①採用された作品に関する一切の権利は浦安市に帰属します。  
②応募された方の住所、氏名の個人情報を他の目的に使用することはありません。  
③採用された作品の使用にあたり、作品（愛称）の一部、補足・手直しする場合があります。
- ◆ **あて先** 〒279-8501 浦安市猫実1-1-1 浦安市障がい事業課  
Eメール shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp まで
- ◆ **問合せ先** TEL 047-712-6397 FAX 047-355-1294

▽愛称（フリガナ）、愛称をつけた理由、住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号をご記入ください。（このまま郵送、またはFAXしてください。）

ふりがな  
愛称：

愛称の理由：

住所 〒 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_

年齢 \_\_\_\_\_ 歳

電話番号 \_\_\_\_\_